

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
◎告示（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部改正（文書情報課）	1
◎こうち男女共同参画センターの指定管理者の指定（県民生活・男女共同参画課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（2件）（経営支援課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示（治山林道課）	2
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	4
○土地収用法に基づく事業の認定（ " ）	4
○道路の区域変更（道 路 課）	5
○道路の供用開始（2件）（ " ）	6
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（都市計画課）	6
公 告	
○特定非営利活動法人の定款変更認証の申請（県民生活・男女共同参画課）	6
○土地改良区の役員の退任（農業基盤課）	6
高知県公安委員会告示	
○警備員等に係る検定の実施	6
高知県人事委員会規則	
◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則	7
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	7

告 示

高知県告示第192号

平成15年4月高知県告示第226号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正する。
平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

表中

介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から1月間	高齢者福祉課
-----------------	-------------	-------------	--------

を

介護支援専門員実務研修受講試験	総合得点及び分野別得点	合格発表の日から1月間	高齢者福祉課
内閣府青年国際交流事業参加青年高知県推薦者選考	総合得点及び科目別得点	選考の結果通知の日から1月間	国際交流課

に改める。

高知県告示第193号

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例44号）第17条第1項の規定により指定管理者の指定をしたので、同条例第21条第1号の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 施設の名称
こうち男女共同参画センター
- 指定管理者となる団体の主たる事務所の所在地及び名称
公益財団法人こうち男女共同参画社会づくり財団
- 指定期間
平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

高知県告示第194号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス土佐清水店
土佐清水市加久見入沢町989番地2ほか
- 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）（仮称）ドラッグコスモス土佐清水店
（変更後）ドラッグコスモス土佐清水店
- 変更年月日
平成29年3月18日
- 変更理由
大規模小売店舗名称の確定のため

2 届出年月日

平成29年3月6日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所

高知県商工労働部経営支援課
土佐清水市役所

4 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第195号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野 正晃
- 届出者の住所
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス土佐清水店
土佐清水市加久見入沢町989番地2ほか
- (4) 変更しようとする事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前9時	午後10時

- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 午前9時30分から午後10時30分
(変更後) 午前8時30分から午後10時30分
- (5) 変更年月日
平成29年3月18日
- (6) 変更理由
来客の利便性向上等のため
- 2 届出年月日
平成29年3月6日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
土佐清水市役所
- 4 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第196号

平成28年11月農林水産省告示第2318号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者

- (1)ア 登記簿記載の住所
四万十市西土佐橋242番地
イ 氏名
稲田 優香
- (2)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉丙2159番地2
イ 氏名
福島 正男
- (3)ア 登記簿記載の住所
幡多郡佐賀町佐賀3177番地
イ 氏名
森本 菊野
- (4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原村檮原227番屋敷
イ 氏名
松山 福馬
- (5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原町檮原東4630番地
イ 氏名
西添 愛明
- (6)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原町檮原乙668番地
イ 氏名
西添 愛明
- (7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原町檮原東4630番地
イ 氏名
西添 知枝
- (8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原村檮原乙1041番地
イ 氏名
久光 鶴記
- (9)ア 登記簿記載の住所
神奈川県横浜市西区浅間台97番地4
イ 氏名
味元 利幸
- (10)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原村檮原乙1105番地
イ 氏名
久光 留吉
- (11)ア 登記簿記載の住所
高岡郡檮原村檮原乙1105番地
イ 氏名
久光 一之
- (12)ア 登記簿記載の住所

- 高岡郡檮原村檮原乙1097番地
イ 氏名
松山 福馬
- (13)ア 登記簿記載の住所
熊本県荒尾市八幡台一丁目13番11号
イ 氏名
武藤 春吉
- (14)ア 登記簿記載の住所
高岡郡斗賀野村西組370番屋敷
イ 氏名
西森 守吉
- (15)ア 登記簿記載の住所
高知市朝倉丙148番地2 公務員宿舍431号
イ 氏名
岩川 すみ造
- (16)ア 登記簿記載の住所
高知市北越前町98番地
イ 氏名
熊岡 康博
- (17)ア 登記簿記載の住所
埼玉県川口市大字久佐衛門新田131番地の1
イ 氏名
井村 一
- (18)ア 登記簿記載の住所
中村市丸の内1813番地23
イ 氏名
武藤 貞雄
- (19)ア 登記簿記載の住所
鎌倉市岩瀬682番地
イ 氏名
佐井 照恵
- (20)ア 登記簿記載の住所
大阪府吹田市大字片山2299番地13
イ 氏名
松下 芳喜
- (21)ア 登記簿記載の住所
大阪市住吉区我孫子東三丁目3番12-46号
イ 氏名
野村 浩教
- (22)ア 登記簿記載の住所
大阪市東住吉区長吉六反町174番地2
イ 氏名
安井 勝
- (23)ア 登記簿記載の住所
東大阪市玉串町東一丁目3番56号

イ 氏名 尾崎 恵則 (24)ア 登記簿記載の住所 布施市小阪本町二丁目25番地1	(35)ア 登記簿記載の住所 西岡 康夫 土佐清水市三崎3219番地イ	(46)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市戎町2番20号
イ 氏名 坂本 貴美 (25)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻205番地2	イ 氏名 坂本 雅代 (36)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂乙105番地	イ 氏名 手島 常美 (47)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市竜串24番19号
イ 氏名 武藤 竹三郎 (26)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻7番11号	イ 氏名 小山 繁二 (37)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1118番地	イ 氏名 坂本 雅代 (48)ア 登記簿記載の住所 東京都大田区本蒲田三丁目9番地
イ 氏名 岡佐保 (27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村下川口1023番地	イ 氏名 岡崎 清光 (38)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1119番2号地	イ 氏名 岡谷 政直 (49)ア 登記簿記載の住所 西宮市甲子園口二丁目72番地
イ 氏名 福島 絹 (28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地	イ 氏名 藤川 重一 (39)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町宗呂丙1867番地	イ 氏名 亀井 新次郎 (50)ア 登記簿記載の住所 高岡郡西津野村梶原114番屋敷
イ 氏名 亀井 征 (29)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地	イ 氏名 金枝 友吉 (40)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1998番地	イ 氏名 森山 林代 (51)ア 登記簿記載の住所 高岡郡梶原町梶原東1481番地
イ 氏名 亀井 泉 (30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町下川口1028番地	イ 氏名 野中 清枝 (41)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙2064番地	イ 氏名 松岡 清一 (52)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追11番屋敷
イ 氏名 亀井 靖三 (31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村下川口42番地	イ 氏名 田辺 亀野 (42)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村宗呂丙260番地	イ 氏名 中岡 清吾 (53)ア 登記簿記載の住所 土佐郡十六村中追106番地
イ 氏名 弘畑 君 (32)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1194番地	イ 氏名 武藤 徳枝 (43)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙260番地	イ 氏名 中岡 弘吉 (54)ア 登記簿記載の住所 長岡郡本山町本山228番地2
イ 氏名 岡林 幹造 (33)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市幸町7番1号	イ 氏名 武藤 美代子 (44)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口町宗呂丙278番地	イ 氏名 岡林 芳武 (55)ア 登記簿記載の住所 高知市曙町一丁目3番32号
イ 氏名 福島 勝郎 (34)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三崎町三崎2735番地	イ 氏名 武藤 徹 (45)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙3742番地	イ 氏名 豊嶋 美香 (56)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別913番地
イ 氏名	イ 氏名 松下 友次郎	イ 氏名 川江 真澄 (57)ア 登記簿記載の住所

<p>吾川郡吾北村小川縦ノ木山966番地</p> <p>イ 氏名 岡林 夏寿</p> <p>(58)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別851番地</p> <p>イ 氏名 川江 勇</p> <p>(59)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別825番地</p> <p>イ 氏名 川崎 秀博</p> <p>(60)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村新別939番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 正利</p> <p>(61)ア 登記簿記載の住所 吾川郡小川村縦ノ木山2684番地</p> <p>イ 氏名 伊藤 愛吉</p> <p>(62)ア 登記簿記載の住所 高知市秦南町二丁目29番16号</p> <p>イ 氏名 山本 富照</p> <p>(63)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸1747番地</p> <p>イ 氏名 井本 伊勢</p> <p>(64)ア 登記簿記載の住所 香美郡上韮生村安丸1479番地</p> <p>イ 氏名 山中 通</p> <p>(65)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市馬場町一丁目43番地</p> <p>イ 氏名 關 克彦</p> <p>(66)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市西郷通四丁目11番地</p> <p>イ 氏名 關 和夫</p> <p>(67)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝1943番地</p> <p>イ 氏名 中平 初男</p> <p>(68)ア 登記簿記載の住所 岡山県津山市川崎1233番地 2</p>	<p>イ 氏名 成瀬 勇清</p> <p>(69)ア 登記簿記載の住所 広島県安芸郡矢野町3992番地 2</p> <p>イ 氏名 成瀬 勇清</p> <p>(70)ア 登記簿記載の住所 高知市神田502番地 1</p> <p>イ 氏名 片岡 竜也</p> <p>(71)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村川渡</p> <p>イ 氏名 大黒 福弥</p> <p>(72)ア 登記簿記載の住所 高岡郡別府村川渡121番屋敷</p> <p>イ 氏名 掛水 藤弥</p> <p>(73)ア 登記簿記載の住所 東京都東大和市大字奈良橋1322番地43</p> <p>イ 氏名 川島 永好</p> <p>(74)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町河内772番地</p> <p>イ 氏名 奥内 加賀吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 平成8年1月農林水産省告示第107号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第197号 国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成28年12月高知県告示第662号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成29年2月27日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。 平成29年3月21日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>高知県告示第198号 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。</p>	<p>平成29年3月21日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 起業者の名称 香南市</p> <p>2 事業の種類 香南市赤岡市民館駐車場整備事業</p> <p>3 起業地 (1) 収用の部分 香南市赤岡町南町ノ西及び赤岡町シゲ地内 (2) 使用の部分 なし</p> <p>4 事業の認定をした理由 平成29年2月13日に香南市から申請があった香南市赤岡市民館駐車場整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。</p> <p>(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について 本件事業は、香南市赤岡市民館に不足する駐車場を整備する事業であり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に係る事業に該当する。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について 本件事業の起業者である香南市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。</p> <p>(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について 香南市は、平成18年3月に、旧赤岡町、旧香我美町、旧野市町、旧夜須町及び旧吉川村が合併して誕生した市である。 高知市から約20キロメートル東に位置し、東西約20キロメートル、南北約15キロメートルの広さで、面積は126.51平方キロメートル、平成28年4月末現在の人口は33,903人である。 香南市の南部地域は、太平洋に面する自然豊かな景観の海岸部及び肥沃な平野部が東西に広がり、平成14年7月の土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線の開業、更に高知市と安芸市とを結ぶ高知東部自動車道の一部区間開通など、広域交通網が整備され、将来的にも人口の増加を期待することができる地域である。</p>
---	---	--

本件事業において整備する香南市赤岡市民館（以下「市民館」という。）駐車場は、既存駐車場では不足する駐車場を新たに確保し拡充することにより、市民館利用者である地域住民の利便性向上を図るものである。

現在の市民館は、平成18年3月の町村合併後、平成22年4月旧赤岡町隣保館を改修し、地域に根ざしたコミュニティセンターとして、各種教養・文化サークル等の活動拠点としての市民館機能と、各種申請及び収納等の行政手続きを取り扱う支所機能を有した施設であり、多くの地域住民が利用している。

市民館の利用者は、市民館機能、支所機能合わせて年間35,000人を超え、一日当たりの利用者が平均約120人であるにも関わらず、駐車場は34台分しかない。また、平成29年度以降、市民館機能の各種事業の拡充及び新規事業の導入が予定されていることから、一日当たりの利用者が多目的ホール収容人数の150人程度になる頻度が益々増えることが予想されている。

現状、市民館においては慢性的な駐車場不足が深刻な問題となっており、特に、会合やイベント等の開催時においては、駐車場が足りないことから、市民館周辺道路への路上駐車が発生している状況である。市民館の周辺道路は、児童の通学路となっているが、度々発生する路上駐車により、児童の通学の安全に支障をきたす大変危険な状態となっており、地域住民からは、市民館の駐車場を早急に拡充することが強く要望されている。

また、市民館は、地域住民の二次避難施設に指定されており、昨今の気候変動により豪雨等の発生が増す中、地域住民が市民館へ避難する頻度も増している。この避難時の移動手段として車両を利用する者が非常に多く、平成23年9月2日の台風12号の接近時に市民館に災害対策本部が設置された際には、消防団員の車両及び消防車等の一時待機により駐車場が飽和状態となり、災害支援活動等に支障をきたす事態も生じた。

これらのことから、香南市では、「香南市赤岡市民館運営審議会（以下「運営審議会」という。）」において、この駐車場不足についての協議を行い、平成25年12月に、市民館の利便性向上とともに、通学路である市民館周辺道路の安全性を確保するため、市民館に不足する駐車場を新たに整備する方針を決定した。

当該方針においては、利用者が最大となる多目的ホールの収容人数である150人程度が利用できるよう、50台分の駐車場を確保することとし、よって現状において不足している16台分を整備することとした。また、市民館へのアクセスの利便性を考慮し、市民館までの距離が100メートル以内となる場所に設置することとした。

本件事業の起業地は、市民館の西側及び南側の2箇所の宅地とし、西側に8台分、南側に8台分（うち身障者用1台分）の合わせて16台分の駐車場を整備することとしている。いずれの土地も市民館まで20メートル以内の近距離の場所である。

本件事業は、不足する駐車場を新たに整備することで、市民館を利用する地域住民全体の利便性向上を図るものであり、更に、市民館周辺道路に発生する路上駐車等の解消を促し、交通事故防止等にもつながるものであり、地域に大きく貢献することが期待できるものである。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業の起業者である香南市の調査によると、本件事業の起業地内には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物は、確認されていない。更に、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。

また、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。また、香南市は、本件事業の施行において、起業地の周辺環境に及ぼす影響は極めて少ないとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、利用者の利便性を考慮し、市民館から100メートル以内の距離とし、2箇所の候補地を選定したうえで、不足する駐車場数に見合う面積、社会性、経済性、早期整備性等あらゆる角度から適地性についての比較検討が行われている。申請案と他の案とを比較すると、申請案は、特に経済性及び早期整備性に優れていることから、最適であると判断される。

また、本件事業により整備される施設面積は、当該施設の利用者数を把握したうえで、根拠となり得る事項・率等に基づき算定された必要駐車台数により決定されており、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得ら

れる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。
(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について
ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、地域住民から早期実現を強く望まれている。また、市民館の駐車場不足が要因と考えられる市民館周辺道路の路上駐車等の解消を促すことは、交通事故等の防止にもつながるため、地域全体に貢献するものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所
香南市役所

高知県告示第199号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成29年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

吾川郡いの町勝賀瀬 字西ノ谷42番2から 吾川郡いの町勝賀瀬 字西ノ谷3番まで	前	10.0 }	138
	後	11.8 }	138
吾川郡いの町大森字 中山175番3	前	9.4 }	283
	後	20.0 }	283
		30.7 }	283
		66.0 }	

高知県告示第200号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 194号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町勝賀瀬字西ノ谷42番2から 吾川郡いの町勝賀瀬字西ノ谷3番まで	138	平成29年3月21日

高知県告示第201号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成29年3月21日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上郷橋原
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡檮原町横貝603番1から 高岡郡檮原町横貝555番1まで	75	平成29年3月21日

高知県告示第202号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称 南国市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成23年10月高知県告示第690号高知広域都市計画道路事業（3・4・6号高知南国線）
- 3 事業施行期間 平成23年10月21日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 取用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係書類は、平成29年3月9日から2週間高知県文化生活部県民生活・男女共同参画課において公衆の縦覧に供する。

平成29年3月9日（掲示済）

高知県知事 尾崎 正直

申請の あった 年月日	申請に係る特定非営利活動法人			
	名称	代表者の	主たる 事務所	定款に記載された目的

		氏名	の所在地	
平成29年2月9日	特定非営利活動法人 絆・ふれあい高知	天野 守章	高知市塚ノ原75番地4	この法人は、高齢者、障害者等、社会的弱者と言われる人たちの孤立化を防ぎ、生き甲斐を感じ、安心して生活できるまちづくり、及び介護予防のための生活支援の推進をはかるとともに、ボランティアの育成、子育て世代への支援を行い、他世代交流を促進させ、共に支え合う地域コミュニティの構築を目指した事業を行い、もって公益の推進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、杉田ダム土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成29年3月21日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住所
理事 近江川利喜 香美市土佐山田町楠目809番地1

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第3号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者に対する検定を次のとおり実施する。

平成29年3月21日

高知県公安委員会委員長 島田 京子

- 1 検定を実施する警備業務の種類及び級 雑踏警備業務 2級
- 2 検定の実施日及び開始時間並びに実施場所
 - (1) 検定の実施日及び開始時間 平成29年6月22日（木）午前9時
 - (2) 検定の実施場所

高知市春野町芳原2485番地
高知県立春野総合運動公園陸上競技場

3 検定の実施予定人員
10人

4 受検資格者
高知県内に住所を有する者（以下「県内に住所を有する者」という。）又は高知県外に住所を有する者で高知県内に設けられた警備業の営業所に所属する警備員（以下「県外に住所を有する警備員」という。）とする。

5 検定の方法
学科試験及び実技試験により行い、合格基準は、それぞれ90パーセント以上の成績であることとする。ただし、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

(1) 学科試験
ア 警備業務に関する基本的な事項
イ 法令に関すること。
ウ 雑踏の整理に関すること。
エ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験
ア 雑踏の整理に関すること。
イ 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定の申請手続
検定を受けようとする者は、次のとおり検定の申請手続を行うこと。

(1) 検定の申請の受付期間
平成29年5月15日（月）から同月19日（金）までの午前8時30分から午後5時までの間とする。

(2) 検定申請書等の提出方法
検定申請書等は、県内に住所を有する者にあつては住所地を管轄する警察署に、県外に住所を有する警備員にあつてはその属する営業所の所在地を管轄する警察署に提出すること。
なお、郵送又は代理人による申請は、受け付けない。

(3) 提出書類等
ア 検定申請書 1通
イ 県内に住所を有する者にあつては住所地を疎明する書面、県外に住所を有する警備員にあつては当該営業所に属することを疎明する書面 1通（現に警備員であつて、住所地及びその属する営業所の所在地の両方を高知県内に有するものにあつては、いずれも提出することを要しない。）
ウ 写真（検定の申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチ

メートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2枚

(4) 受検対象者の確定方法
受検対象者の確定方法は、先着順とし、検定の実施予定人員に達した時点で検定の申請の受付を締め切る。

(5) 受検票の交付
受検対象者として確定した者に対しては、検定申請書等を受理した警察署において受検票を交付する。

7 検定手数料の額並びに納付の時期及び方法
検定を受けようとする者は、検定手数料として、13,000円の額に相当する高知県収入証紙を検定申請書等の提出時に納付すること。
なお、納付された検定手数料は、返還しない。

8 検定の実施に関し必要な事項
(1) 受検時の服装
警備員にあつては制服とし、その他の者にあつては実技試験を受けられる服装とすること。
(2) 持参品
ア 受検票
イ 筆記用具
ウ 帽子（制服で使用している帽子、ヘルメット等）又は運動帽
エ 室内用運動靴（体育館内での実技試験に使用する。）
オ 昼食（学科試験に合格した場合に必要となる。）

9 その他
この検定は、徳島県公安委員会、香川県公安委員会、愛媛県公安委員会及び高知県公安委員会が共同で実施する。

10 検定の実施に関する問い合わせ先
高知県警察本部生活安全部生活安全企画課警備業係（電話番号088-826-0110内線3022、3024）又は県内の各警察署警備業担当係

人事委員会規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成29年3月21日
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則
職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。
第5条第1項の表警察の項3種の欄中「特任研究調査官」を「術科指導官」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号
給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成29年4月1日から施行する。
平成29年3月21日
高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第1の6級の警察の項中「装備施設管理官」を削り、「交通管制官」を
「鑑識技術調査官
交通管制官
交通規制官」
に改める。
別表第2の5級の項中
「警察本部の課長補佐」
を
「警察本部の課長補佐
装備施設管理官」
に改め、同表の6級の項中「聴聞官」を削り、同表の7級の項中
「特任研究調査官」を削り、
「交通管理調査官」
を
「交通管理調査官
聴聞官」
に改める。